重要事項説明書

介護予防通所介護相当サービス契約書

個人情報の利用目的

純夢デイサービスセンター心

介護予防通所介護相当サービス
重要事項説明書

事業の目的

株式会社純夢プロジェクト（以下「事業者」という。）が開設する純夢デイサービスセンター心（以下「事業所」という。）が行う介護予防通所介護相当サービスの事業は、事業所の生活相談員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的といたします。

運営方針

1. 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、事業所の生活相談員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もっている生活機能の維持又は向上を目指すものとします。
2. 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
3. 事業者は、自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
4. 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、事業所の生活相談員等は、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行います。
5. 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、必要なサービスを利用者の希望に沿って提供するとともに、特に、認知症である要支援者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとします。
6. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定介護予防支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

１．事業所が提供するサービスについての相談窓口

電　話　077-574-7358（8 時 30 分～17 時 30 分まで）

担　当　大田　さゆり

※御不明な点は、なんでもおたずねください。

２．事業所の概要

（１）事業所名等

事業所名	純夢デイサービスセンター心
所在地	滋賀県大津市衣川 1 丁目 30-4
介護保険指定番号	2570104253
通常の事業の実施地域	大津市のうち、伊香立、堅田、仰木、仰木の里、仰木の里東、雄琴、真野、真野北、各学区
連絡先	電話番号：077-574-7358　　FAX 番号：077-574-7359

（2）事業所の職員体制（令和 8 年 10 月 1 日現在）

	常　勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1 名 生活相談員兼務		管理業務・他の職員の補助	1 名
生活相談員	2 名 管理者兼務 1 名		相談・契約・連携業務	2 名
機能訓練指導員	1 名		身体機能の評価・運動プログラム立案・個別訓練実施	1 名
介護職員		1 名	介護業務 機能訓練指導員の補助	1 名
＊計画書に関しましては、全職員で作成し、管理者が最終確認いたします。				

（3）営業日・営業時間

営業日	月曜日～金曜日（12 月 30 日～1 月 3 日を除く）
営業時間	8 時 30 分～17 時 30 分

(4)サービス提供時間

月曜日～金曜日	単位 1　9 時 00 分～12 時 10 分
	単位 2　13 時 30 分～16 時 40 分

(5)利用定員

10 名　(単位 1：10 名、単位 2：10 名)

3．介護予防通所介護サービスの内容

①送迎：ご自宅まで送迎を実施

②事業所（純夢デイサービスセンター心）に到着

③健康状態のチェック：体温・血圧・脈拍等の測定

④運動の実施：【レッドコード（赤い紐)】

ストレッチ、リラクゼーション、関節を動かす運動、筋力を付ける運動

バランス練習、足踏み等

【マシンの運動】

レッグプレス：足の筋力を付ける運動、足の関節を動かす運動

ローイング：背筋を伸ばす運動、背中が丸くなる事を予防

ツイスト：体を捻る運動、体を柔らかくする運動

ショルダープレス：肩関節の可動域を広げ、背部の筋を活性化し、姿勢を改善する運動

【物療機器】

メドマー：足のむくみを解消、マッサージ効果もあります

干渉波：電気による血流の改善、痛みの軽減、マッサージ効果もあります

⑤生活動作の練習：お箸の練習、洗濯物をたたむ練習、洗濯物を干す練習、掃除機をかける練習等

⑥喫茶の時間：メニューから飲物を選択していただき飲物とおやつを提供

⑦事業所（純夢デイサービスセンター心）を出発

⑧送迎：ご自宅まで送迎を実施

＊運動内容に関しましては、体の状態や体調に合わせて実施していきます。

＊事業所でのご利用の様子は、定期的にケアマネジャーの方にもご報告いたします。

４．利用料金等

①介護保険適用のサービスにかかる利用者負担金について

介護保険で給付されるサービスにかかる利用者負担金は、原則として大津市長が定めた額のうち、介護保険割合証に記載された割合（1 割から 3 割）が自己負担となります。ただし介護保険適用でも、保険料の滞納等により、法定代理受領できなくなる場合があります。その場合は一旦大津市長が定めた額の全額を徴収し、サービス提供証明書を発行します。この証明書を後日住居地の市町村(保険者)の介護保険の窓口に提出されますと、差額の払い戻しを受けることができます。

②料金表(利用者負担金)

単位数・利用料について	単位	自己負担額 1 割	自己負担額 2 割	自己負担額 3 割
通所型独自サービス 21	436/回	456 円	912 円	1367 円
通所型独自サービス 11	1798/月	1879 円	3758 円	5637 円
通所型独自サービス 11 日割	59/日	62 円	124 円	185 円
通所型独自サービス 22	447/回	468 円	935 円	1402 円
通所型独自サービス 12	3621/月	3784 円	7568 円	11352 円
通所型独自サービス 12 日割	119/日	125 円	249 円	373 円

加算・減算について	単位	自己負担額 1 割	自己負担額 2 割	自己負担額 3 割
科学的介護推進体制加算	40/月	42 円	84 円	126 円
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の 12.5%			
通所型独自送迎減算	-47/片道	-50 円	-99 円	-148 円

・通所型独自サービス 21

事業対象者、要支援 1 の者で 1 月当たりの回数を定める場合の月 4 回までのご利用の場合

・通所型独自サービス 11

事業対象者、要支援 1 の者で 1 週当たりの標準的な回数を定める場合の月 5 回以上のご利用場合

・通所型独自サービス 11 日割

事業対象者、要支援 1 の者で 1 週当たりの標準的な回数を定める場合の月 5 回以上ご利用で日割りの場合

・通所型独自サービス 22

事業対象者、要支援 2 の者で 1 月当たりの回数を定める場合の月 8 回までのご利用の場合

・通所型独自サービス 12

事業対象者、要支援 2 の者で 1 週当たりの標準的な回数を定める場合の月 9 回以上のご利用場合

・通所型独自サービス 12 日割

事業対象者、要支援 2 の者で 1 週当たりの標準的な回数を定める場合の月 9 回以上ご利用で日割りの場合

各種加算・減算について

・科学的介護推進体制加算：ご利用者様の基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなどその情報を活用しながら適切にサービスを提供している場合に算定します。

・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ：職員の処遇を改善する加算になります。

・送迎減算：事業者がサービス提供時に送迎を実施しなかった時の減算項目となります。

※ご利用にあたり、安全に利用していただけるように、主治の医師の方に診療情報提供書をご依頼する事もあります。診療情報提供書の作成にあたりましては料金が必要となりますが、ご利用者様ならびにご家族様におかれましては、ご理解とご協力を頂けますようお願い申し上げます。

※おむつ代：実費　　おやつ代：100 円/日

③料金のお支払い方法

銀行からの引き落としになります。引き落としが確認できないなど、場合によっては現金による支払になる場合もございます。

引き落とし時期：ご利用月の二ヶ月後の月末。（例：1 月ご利用月⇒3 月の月末に引き落とし）

※引き落としが確認出来なかった時には、引き落とし月の翌月末までに現金でお支払いください。または翌月の請求金額に合算させていただきます。

現金の場合：ご利用月の二ヶ月後にお支払。（例：1 月ご利用月⇒3 月の月末までに）

現金のお支払期限：ご利用月の二ヶ月後の月末。

5．サービス利用上の留意事項

⇒サービス利用にあたっては、以下の点にご注意ください。

(1)気分が悪くなったときは、速やかに申し出てください。

(2)共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用してください。

(3)サービスについては、従業員の指示にしたがうようにしてください。

6．緊急時等における対応方法

事業所の生活相談員等は、介護予防通所介護相当サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告します。

7．事故発生時の対応方法

1. 事業者は、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族及び介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

2. 事業者は、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

８．守秘義務

１　事業者及び事業所の職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約終了後も同様です。

２　事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

３　事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

９．非常災害時対策

１．当施設の非常災害対策については消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画により、また消防法８条に規定する防災管理者を設置して万全を期しております。また施設内作成の防災計画書により緊急時の対応は万全です。

２．非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めていきます。

１０．人権擁護、虐待防止に関する事項

１．事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（３）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２．事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

１１．暴力団排除に関する事項

１．事業所を運営する当該法人役員及び指定介護予防通所介護事業所の管理者その他の職員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(令和 3 年法律第 77 号)第２条第６号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ）でありません。

２．事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けません。

１２．カスタマーハラスメント（職員に対する著しい迷惑行為）について

事業所では、利用者様やご家族等から、職員に対する以下のような行為（カスタマーハラスメント）があったと当事業所が判断した場合、サービスの提供の中止、利用契約の解除等の措置をとらせていただく場合がございます。

【カスタマーハラスメントに該当する行為の例】

- 身体的な暴力： 殴る、蹴る、叩く、物を投げつけるなどの行為
- 精神的な暴力： 大声で怒鳴る、脅す、侮辱する、人格を否定するような暴言
- セクシュアルハラスメント： 性的な冗談やからかい、不必要な身体的接触
- 過剰または不当な要求： 契約内容に含まれないサービスの強要、不当な謝罪（土下座など）や金銭補償の要求
- 業務の妨害： 長時間にわたる電話や面談、執拗なクレームによる業務の阻害
- SNS 等での誹謗中傷： インターネット上への事実無根の書き込みや、職員の個人情報の公開
- その他： 上記に準じる、職員の安全や精神的健康を害する行為

１３．その他運営に関する留意事項

事業所の職員は利用者の利用する施設、食器の他、飲料水について衛生上必要な措置を講じていきます。また感染症対策についても必要な措置を講ずるものとします。

１４．サービス内容に関する苦情処理

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、介護予防通所介護に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速かつ適切に対応します。

（１）事業所苦情担当

担　　当　　大田　さゆり

電　　話　　077-574-7358

本社苦情担当責任者

担　　当　　野崎　宰

電　　話　　077-599-4455

（２）当事業所以外に、市町村等に苦情を伝えることができます。

・大津市介護保険課　　077-528-2753

・滋賀県国民健康保険団体連合会　　077-510-6605

１５．第三者評価の実施状況

当事業所は、提供するサービスの第三者評価を実施しておりません。

１６．内容変更時の対応

重要事項説明書において内容変更が生じた時には、変更点を書面で説明し、同意へ得る事で内容変更事項を了承していただいた事とする。

介護予防通所介護相当サービス契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下、「利用者」といいます）と株式会社純夢プロジェクト（以下、「事業者」といいます）が運営する「純夢デイサービスセンター心」は、事業者が利用者に対して行なう地域密着型通所介護サービス及び介護予防通所介護相当サービスについて、次のとおり契約します。

第 1 条　（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、介護予防通所介護相当サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第 2 条　（契約期間）

1．　この契約期間については、契約日より利用者の事業対象者認定（以下、「要介護認定等」といいます）の有効期間満了日までとします。

2．　契約満了日の２日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第 3 条（地域密着型通所介護サービスおよび介護予防通所介護相当サービス計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、居宅サービス計画に沿った介護計画（以下、「第 1 号通所事業計画」といいます）を作成します。事業者はこの第 1 号通所事業計画の内容を利用者およびその家族に説明します。

第 4 条（サービス提供の記録）

1．　事業者は、サービス提供記録をつけることとし、この契約の終了後２年間保管します。

2．　利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第１項のサービス実施記録を閲覧できます。

3．　利用者は、当該利用者に関する第２項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

第 5 条（料金）

1．　利用者は、サービスの対価として市町村が定める利用単位の料金をもとに計算された日の合計額を支払います。

2．　事業者は、利用者からの料金の支払いを受けたときは、利用料に対して領収証を発行します。

第 6 条（料金の変更）

1．　介護報酬改定により料金変更が生じた場合は、事前に新たな料金表に基づく同意書を作成し、その内容を利用者及びその家族に説明し、同意を得ます。

2．　利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第 7 条（契約の終了）

１．　利用者は、事業者に対して、契約終了希望日の１週間前までに文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、契約終了希望日の１週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

２．　事業者は、やむを得ない事情がある場合は、利用者に対して、契約終了日の１ケ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

３．　次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

（１）事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

（２）事業者が守秘義務に反した場合

（３）事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

（４）事業者が倒産した場合

４．　次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

（１）利用者のサービス料金の支払いが２ケ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、２週間以内に支払われない場合

（２）利用者又はその家族などが、事業者やサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの迷惑行為（ハラスメント）、不信行為を行った場合

５．　次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

（１）利用者が介護保険施設に入所した場合

（２）利用者の要介護等の認定結果が自立と判定された場合

（３）　　利用者が死亡した場合

第 8 条（秘密保持）

１．　事業者及び事業者の従事者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第３者に漏らしません。この守秘義務は、本契約終了後も同様です。

２．　事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

３．　事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第９条（賠償責任）

事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第１０条（連携）

事業者は、地域密着型通所介護サービス及び介護予防通所介護相当サービスの提供にあたり、介護支援専門員及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第１１条（苦情対応）

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、地域密着型通所介護サービス及び介護予防通所介護サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第１２条　（信義誠実の原則）

１．　利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

２．　この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第１３条（緊急時・事故発生時の対応方法）

１．　事業者等は、地域密着型通所介護サービス及び介護予防通所介護相当サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行なうとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととします。

２．　サービスの提供中に事故が発生した場合は、当事業所で可能な限り応急処置を行います。また、主治医やご家族だけでなく大津市、当該利用者に係る居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所にあらかじめ届けられた連絡先等に速やかに連絡するとともに、当施設で対応できない場合は速やかに医療機関に連絡し搬送するなど必要な措置を講じます。また、賠償すべき事態が生じた場合は当施設が加入している賠償責任保険等により対応し、賠償します。

第１４条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟と怠る場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

株式会社純夢プロジェクトにおける個人情報の利用目的

下記項目について、利用者様およびご家族様等の個人情報を適宜利用いたします。

【サービス提供】
- 当該事業者が提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、
 入退所等の管理、会計・経理、事故等の報告、当該利用者の介護サービスの向上

【他の事業所等への情報提供を伴う事例】
- 当該事業所等が利用者等に提供するサービスのうち、
 当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答、その他の業務委託、家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
 保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社などへの相談または届出等

【写真・映像等の撮影・掲載】
- 撮影した写真・映像等は印刷物・ホームページ等当社が行う広報活動等に使用

【その他】

当事業所職員は原則として、契約書に記載されている秘密保持(第８条)を厳守することを前提しております。

その他必要と考えられる事項について以下に記載する
- サービス提供時間内における当事業所職員や、利用者間のやりとりにおいては、原則として実名を使用させて頂きますサービス提供時間内における実名の記載(作品などの作者名、小集団での機能訓練中の白板への記載など)
- 介護保険施設などにおいて行われる学生への実習ならびにボランティアへの協力、研究活動など
- その他、管理運営、リスク管理上必要と考えられる場合における個人情報の使用
 ※尚、当事業所に出入りをされる業者の方や実習生、ボランティア等につきましては、こちらで誓約書を取らせて頂きます。

上記のうち、他の施設等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出下さい。お申し出がない場合につきましては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等をすることが可能です。